# 特定個人情報保護評価 (PIA) の概要について

※個人情報保護委員会資料「特定個人情報保護評価について」より引用

総務企画局DX戦略部データ活用推進課

## 特定個人情報保護評価の概要

#### 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

#### 評価の目的

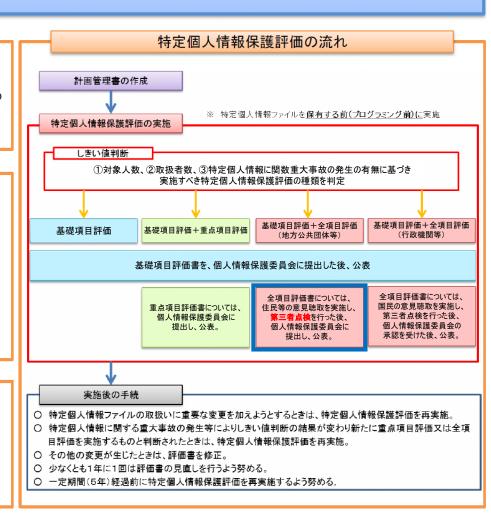
- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の 不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国 民・住民の信頼の確保を目的とする。

#### 評価の実施主体

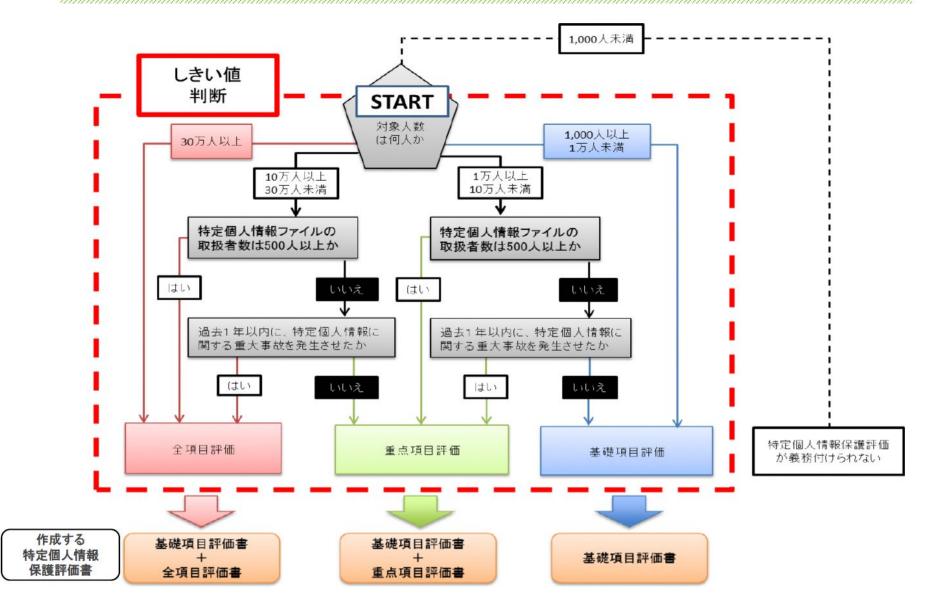
- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
- ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等) 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特 定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

#### 評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。



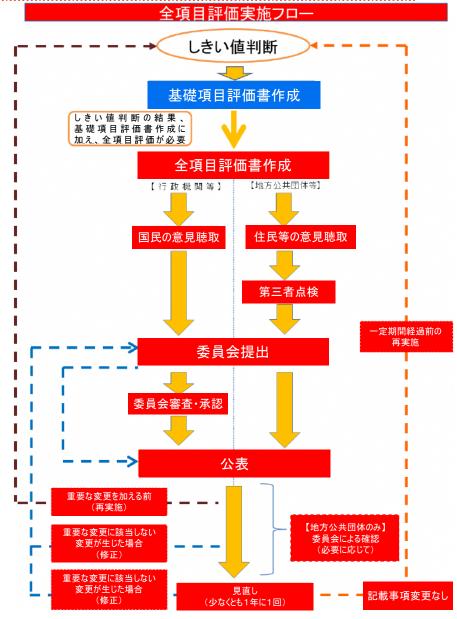
# しきい値判断



## 全項目評価

## 記載事項

- I 基本情報
- Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
  - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
- 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策
  - 1. 特定個人情報ファイル名
  - 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
  - 3. 特定個人情報の使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を 除く。)
  - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
- Ⅳ その他のリスク対策
  - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
  - 3. その他のリスク対策
- Ⅴ 開示請求、問合せ
  - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
- 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続



## 第三者点検

- 地方公共団体等が全項目評価を実施 する際は、委員会へ全項目評価書を提 出する前に<u>第三者点検を受ける必要</u>が ある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保 護審査会による点検が原則。
- 〇 第三者点検の目的は、特定個人情報 保護評価の適合性・妥当性を客観的に 担保すること。
- O 委員会による行政機関等の全項目評 価書の承認に際しての審査の観点を参 考にすることができる。

### 指針(第10 1(2))

第10 委員会の関与

- 1 特定個人情報保護評価書の承認
- (2)審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査 を行う。

#### ア 適合性

- この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
  - しきい値判断に誤りはないか。
  - 適切な実施主体が実施しているか。
  - ・公表しない部分は適切な範囲か。
  - 適切な時期に実施しているか。
  - ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な 見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護 評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等 イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務 における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他 の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態 に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

## 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
  - (1)特定個人情報ファイルに<u>重要な変更※を加えようとする場合</u>、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
  - (2) <u>しきい値判断の結果が変わり</u>、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施する ものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
  - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから<u>5年を経過する前に</u>、特定個人 情報保護評価を<u>再実施するよう努める。</u>
  - ※ 重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、指針の 別表に定めるものについての変更をいう。様式中に※が付されている項目の変更 は、重要な変更に該当。